

長野美術専門学校履修規程

平成24年4月1日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、長野美術専門学校学則（以下「学則」という。）第21条、第22条、第23条及び第24条の規定に基づき、授業科目の履修、単位の認定、成績の評価、面接授業その他履修に関して必要な事項を定めるものとする。

2 通信制学科における履修については、学則、教育課程、シラバス、スクーリング計画その他本校が別に定める資料等に基づき、この規程を適用する。

(教育課程・授業科目)

第2条 本校の教育課程は、別添1「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に基づく。これにより、授業科目を系統立てて配列し、さらに実施する。

(履修登録・履修条件)

第3条 履修を希望する授業科目は、学校の定める履修登録期間に履修登録手続き及び確認をしなければならない。

- 2 登録不備等により履修変更が必要な場合は、学校の指定した変更期間内に登録変更手続きを行わなければならない。
- 3 履修登録手続きをしていない授業科目については、履修することができない。
- 4 履修人数を制限する科目については、選抜又は抽選を行う場合がある。
- 5 単位取得済みの科目は、再度履修することはできない。
- 6 授業科目には履修配当年次が設定されている。現在籍年次を超えた配当年次の科目を履修することはできないが、現年次より下の年次の科目は履修することができるものとする。
- 7 通信制学科の学生については、学校が指定する方法により、オンライン上で履修登録、履修確認、課題提出及び学修状況の確認を行うことができる。

(授業科目の履修区分)

第4条 本校の科目群は、講義・演習系科目及び実技系科目の授業科目をもって編成され、さらに次のとおり区分される。

- 一 必修科目……卒業するためには、必ず単位を修得しなければならない科目。
- 二 選択必修科目……卒業するためには、定められたグループの中から指定された単位数の授業科目を選択し必ず修得しなければならない科目。卒業所要単位に規定する単位を超えて修得した単位は、選択科目の単位として振り替える。
- 三 条件付き選択必修科目……前提となる科目の履修の際は、必ず履修し修得しなければならない科目。
- 四 選択科目……自由に選択し修得できる科目。

2 授業科目及びその単位数は、学則第21条別表のとおりとする。

3 通信制学科における授業科目の履修区分及び授業方法は、学則、教育課程、シラバス及び学校が別に定める計画に基づくものとする。

(単位計算)

第5条 授業科目の単位計算は、学則第22条の規定に基づく。

(休講・休業)

第6条 学校の行事または科目担当者のやむを得ない事情により休講・休業する場合がある。

- 2 休講・休業は掲示板等により事前に告知するものとする。但し、科目担当者の急な体調不良等による場合は、当日告知する。
- 3 法定伝染病等の罹患者が出た場合、学校全体を休講（登校禁止）とすることがある。
- 4 交通機関停止（運休）または、気象警報発令、災害発生等の影響により通学が困難な場合は、申し出により考慮する。
- 5 通信制学科において、オンライン授業、教材配信、遠隔指導又はスクーリングを中止又は変更する場合は、学校が指定する連絡方法により告知し、必要に応じて実施方法又は実施時期を変更することがある。

(公 欠)

第7条 下記の事由による欠席は、所定の手続きを経て公欠とする。授業科目において、

一 忌引

- 1 親等親族（父母子）及び配偶者は5日以内
- 2 親等親族（祖父母・兄弟姉妹）は3日以内
- 3 親等親族以内（叔父叔母・甥姪・曾祖父母）は1日

二 第6条第3項による休講又は登校禁止

三 その他、校長が認めた場合

(補 講)

第8条 授業科目において、以下の場合には、原則として年間計画表に定められた期間に補講を行うことができる。

一 第6条各項による休講。

二 病気やけが、その他やむを得ない理由による欠席で、通常設定時間内での単位修得が難しい場合。

三 その他、必要性が生じ、教務長が認めた場合。

2 補講は、教務長の指示の下に科目担当者が設定するものとする。

3 科目の成績評価が既に完了している場合は、補講を行うことはできない。

4 通信制学科において、オンライン授業、教材配信、遠隔指導又はスクーリングの中止、変更その他やむを得ない事情により学修機会を確保する必要がある場合は、補講、補充指導、課題の再設定その他適切な方法により対応することができる。

(単位認定)

第9条 単位認定は、各授業科目の学業成績評価により行うものとする。

- 2 他高等教育機関（大学・専門学校等）において修得した単位の取扱いについては、教務運営部署の定めるところにより、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により、修得したものとみなした単位については、31単位を超えない範囲で、各学科の卒業に必要な単位に算入することができる。
- 4 学則第28条の規定により科目履修において修得した単位は、本校入学後は、授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 通信制学科における単位認定は、学則、シラバス及び各授業科目の評価基準に基づき、オンライン教材の履修状況、課題提出状況、学修記録、面接授業、スクーリングその他当該科目に必要な学修成果を総合して行う。

(学業成績の評価)

第10条 学則第23条における成績の評価は、「観点別評価」を採用し、「評価の観点」として「知識・創意・観点」「技能・成果」「意欲・自主性・姿勢」「目的意識・共感性」の四項目を設定し、試験、制作課題に対しての制作物、レポート等の成績、出欠状況、平素の修学状況等により、「優」「良」「可」を合格、「不可」を不合格とし、原則として次の基準とする。

評価	評価点	G P	可否
優	80点以上100点	4点	合格
良	70点以上80点未満	3点	合格
可	60点以上70点未満	2点	合格
不可	0点以上60点未満	0点	不合格

- 2 第1項の成績の評価については、教科ごとの観点別評価を設定し、予めシラバスに評価基準と評価方法を明示するものとする。
- 3 成績の分布については、学科・年次ごとの四段階評価におけるG Pから次の算式で判定し、それぞれの適切な成績評価を実施し、学生には、指導の指針としホームページ上においても公開する。

算出式

$$GPA = [(A \text{ 科目成績} \times \text{単位数}) + (B \text{ 科目成績} \times \text{単位数}) + (C \text{ 科目} \cdots) + \cdots] \div \text{総単位数 (全科目の単位の合計)}$$

- 4 通信制学科における成績評価は、第1項及び第2項に定める観点別評価に加え、各授業科目の特性に応じ、オンライン教材の履修状況、課題提出状況、制作過程、学修記録、面接授業における参加状況、スクーリングにおける制作、実践、発表及び振り返り等を総合して行う。

(補 習)

- 第 1 1 条 不合格となった科目が必修科目であり、規定の修業年限での卒業が危ぶまれる場合、修学状況を勘案しその年度において 1 回に限り、同科目の補習を行う場合がある。
- 2 科目の単位数により、その年度内での授業設定ができない場合は、これを行わない。
- 3 補習を受けようとする者は、所定の期日までに補習願を校長に提出しなければならない。
- 4 補習授業は、通常授業料とは別に補習授業料を納めなければならない。
- 5 前項の補習授業料は、1 単位につき 36,000 円とする。

(成績の通知)

- 第 1 2 条 履修した授業科目の成績は、父母等又は保証人に通知するものとする。
- 2 成績通知の時期は、年度末とし、当該年度までに履修した授業科目の成績を記載するものとする。
- 3 成績評価に対して異議がある場合は、所定の手続きにより申し出ることができる。
- 4 第 9 条第 2 項での修得単位の成績については、「認」の表記とする。

(不正行為)

- 第 1 3 条 試験、課題制作及びレポート作成の際に不正を行った場合は、教科担当者を含む学科関係者会議により、対応を決定するものとする。

(学習指導)

- 第 1 4 条 学生の履修状況に問題等が生じ、単位修得に深刻な影響が及ぶと認められる場合は、教科担当者の申し出により、教務運営部署が諭告書による学生への諭告を行う。

(卒業・修了の認定)

- 第 1 5 条 卒業・修了の認定については、別添 2「卒業認定・専門士授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」及び別添 3「各学科における卒業認定・専門士授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、さらに卒業・修了の要件を満たすためには、各科修業年限以上在籍し、次の表に掲げる単位数を修得しなければならない。

学科	修業年限	修得単位	修得単位時間
com. デザイン総合学科	4 年	124	3400
ビジュアルデザイン科 3 年制	3 年	93	2550
ビジュアルデザイン科 2 年制	2 年	62	1700
ビジュアルアート科 3 年制	3 年	93	2550
ビジュアルアート科 2 年制	2 年	62	1700
オーバル・アーツ学科	2 年	62	1700

- 2 通信制学科であるオーバル・アーツ学科については、2 年以上在籍し、学則別表に定める授業科目について、本校の履修規程に従って履修登録を行い、62 単位を修得した者に対し、校長が卒業を認定する。

- 3 通信制学科における卒業認定にあたっては、所定の単位修得に加え、面接授業、スクーリング
その他シラバス及び学校が別に定める計画に基づく学修活動の履修状況を確認するものとする。

(修学支援)

第16条 学生の修学上の問題解決に役立てるため、以下の方策をとる。

- 一 修学コーディネーターを専任し、修学相談、保護者相談に応じる。
- 二 校内にサポートカウンターを設置し、授業等に関する質問、各種相談の窓口とする。
- 三 その他の教職員は、学生の状況を把握し、修学コーディネーターとの情報共有をする。
- 四 通信制学科の学生については、学科担当教員を置き、必要に応じてオンライン面談、チャット、メール、学修管理システム等を用いて修学支援を行うことができる。

附 則（平成24年4月1日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する